



2026年6月2日

各位

会社名 株式会社レポインターナショナル
(コード番号 5022 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役CEO 越川 哲也
問合せ先 取締役CFO 森谷 敬子
TEL 075-353-2277
URL <https://revo-international.co.jp>

定款の一部変更に関するお知らせ

本日開催の取締役会において、2026年6月24日開催の第27期定時株主総会へ下記のとおり定款の一部変更について付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の内容

2026年6月24日開催の第27期定時株主総会において、第1号議案「TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請の件」が原案どおり承認可決された場合に、譲渡制限等の上場廃止に係る定款の変更を行うものです。

なお、本定款変更は、「TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、2026年7月23日に効力が発生するものといたします。ただし、株主名簿管理人の廃止については、2026年8月31日に効力が発生するものといたします。

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(公告方法) 第4条 当会社の公告は、 <u>電子公告</u> により行う。 <u>2. 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u> <新 設>	(公告方法) 第4条 当会社の公告は、 <u>官報に掲載する方法</u> により行う。 <削 除> (株式の譲渡制限) <u>第6条 当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。</u>

現行定款	変更案
<p data-bbox="256 215 384 248"><新 設></p> <p data-bbox="256 506 480 539"><u>(自己株式の取得)</u></p> <p data-bbox="256 555 759 685"><u>第6条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p data-bbox="256 748 424 781"><u>(単元株式数)</u></p> <p data-bbox="256 797 751 882"><u>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</u></p> <p data-bbox="256 945 592 978"><u>(単元未満株主の権利制限)</u></p> <p data-bbox="256 994 764 1124"><u>第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p data-bbox="256 1140 759 1225"><u>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p data-bbox="256 1240 746 1326"><u>(2)取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p data-bbox="256 1341 746 1426"><u>(3)募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p data-bbox="256 1489 480 1523"><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p data-bbox="256 1538 764 2002"><u>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</u> <u>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> <u>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>	<p data-bbox="863 215 1270 248"><u>(相続人等に対する売渡しの請求)</u></p> <p data-bbox="863 264 1390 445"><u>第7条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p data-bbox="863 506 991 539"><削 除></p> <p data-bbox="863 748 991 781"><削 除></p> <p data-bbox="863 945 991 978"><削 除></p> <p data-bbox="863 1489 991 1523"><削 除></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="252 215 485 248"><u>第10条</u>(条文省略)</p> <p data-bbox="252 309 451 342">(株式取扱規則)</p> <p data-bbox="252 360 767 636"><u>第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p data-bbox="252 701 603 734"><u>第12条～第13条</u>(条文省略)</p> <p data-bbox="252 797 480 831">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="252 848 767 976"><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="252 994 767 1223"><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="252 1288 608 1321"><u>第15条～第45条</u>(条文省略)</p> <p data-bbox="252 1384 384 1417"><新 設></p>	<p data-bbox="858 215 1091 248"><u>第8条</u>(現行どおり)</p> <p data-bbox="858 309 1058 342">(株式取扱規則)</p> <p data-bbox="858 360 1390 539"><u>第9条 当社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p data-bbox="858 701 1222 734"><u>第10条～第11条</u>(現行どおり)</p> <p data-bbox="858 797 991 831"><削 除></p> <p data-bbox="858 1288 1230 1321"><u>第12条～第42条</u>(現行どおり)</p> <p data-bbox="858 1384 1390 1854">(附則)本定款の変更は、2026年6月24日開催予定の定時株主総会に付議される「TO KYO PRO Marketにおける当社株式の上場廃止申請の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、上場廃止日(2026年7月23日)にその効力を生じるものとする。ただし、株主名簿管理人の廃止については、2026年8月31日に効力を生じるものとする。なお、本附則は効力発生後これを削除する。</p>

以 上